

一般社団法人広島県建築士事務所協会

事 業

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 建築士法に基づき、広島県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (5) 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- (6) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- (7) 建築設計工事監理等の業務に関する調査研究
- (8) 建築士事務所の経営管理に関する調査研究
- (9) 関係法令の調査研究
- (10) 建築設計工事監理等の業務に関する講演会、講習会、見学会等の開催
- (11) 関係官公庁に対する陳情及び建議並びに協力
- (12) 関係団体との連絡強調
- (13) 建築士事務所の違反行為の予防
- (14) 会員の福利厚生及び親睦
- (15) 図書印刷物等の刊行頒布
- (16) その他この法人の目的を達成するために必要な事業